

法令および定款に基づくインターネット開示

第74期（令和元年6月1日から令和2年5月31日まで）

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制

および当該体制の運用状況の概要

【連結計算書類】

連結注記表

【計算書類】

個別注記表

前 澤 工 業 株 式 会 社

法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maezawa.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供するものであります。

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システムに係る基本方針

当社および子会社から成る企業集団は、業務の適正と効率を確保するために必要な体制(以下、内部統制システムという)が適正に整備、運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、会社法、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所が定める上場ルール、ならびに企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等に基づき、以下のとおり、内部統制システムに係る基本方針を定め、この方針の下で同システムの整備、運用を図る。

当社および子会社から成る企業集団は、社会経済情勢その他環境の変化に応じて適時適切に見直しを行い、その充実を図る。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

(ア) 当社は、取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範(私たちの行動ルール)を浸透させる。

当社は、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、代表取締役社長および役付取締役、社外の弁護士を以って社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに当社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部(法務担当)に、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(イ) 当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部(監査担当)に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施させ、その結果を代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(ウ) 当社は、取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて代表取締役社長および取締役会に報告させ、あわせて遅滞なく監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(エ) 当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さずにコンプライアンス委員会へ報

告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

(オ) 監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを管理する。

なお、保存中の当該情報は閲覧・謄写可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

(ア) 当社は、当社の業務執行に係るリスクに係る合理的な管理体制として、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程とするリスクマネジメント委員会を設置する。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する。

(イ) 当社は、経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

(ア) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、その過程を経て取締役会に対し当該事項を議案として上程する。

取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、取締役会では、定期的にと取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ) 当社は、取締役会の決定事項について、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に執行を図る。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

⑤-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告する。

⑤-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会に、子会社の業務執行に係るリスクを含めた、合理的なリスク管理体制としての機能を持たせ、企業価値の向上、事業の持続性に資する体制を構築する。

(イ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザリーチームと連携し、迅速な対応を行い、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

⑤-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社が子会社の取締役会規程に基づき、子会社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することを以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得る。この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ) 当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行う。

⑤-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社の取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。

当社は、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社取締役全員を以って構成する社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに子会社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、法務・監査部（法務担当）に、子会社の法務相談管理規程に基づき、

各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

- (イ) 当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部(監査担当)に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施させ、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (ウ) 当社は、子会社の取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて当社代表取締役社長および当社監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (エ) 当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。
- (オ) 当社および子会社監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、子会社の取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (ア) 当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置する。
- (イ) 監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立する。
- (ウ) 監査役室所属員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に際しては監査役の同意を要する。

⑦監査役への報告に関する体制

⑦-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課す。
取締役は、取締役会においてもあわせて監査役に対しての報告の機会をもつ。
上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。
- (イ) 当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社

内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役への適切な報告を確保する。

⑦-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(ア) 当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課す。

子会社取締役は、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対する報告の機会があり、当該子会社監査役を通じて当社監査役へ報告することもできる。上記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

(イ) 当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役への適切な報告を確保する。

⑦-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が法令および監査役監査基準に基づく監査役職務を執行することで生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを負担する。

⑨ その他監査役監査の実効性が高まることを確保するための体制

当社は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役による取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）からの個別ヒヤリングの機会、ならびに、監査役による代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門のそれぞれとの間の定期的な意見交換の機会を設ける。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

(ア) 当社は、金融商品取引法および内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。

(イ) 取締役会は、それらが適切に整備および運用されていることを監督する。

(ウ) 監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証する。

⑩反社会的勢力による被害を防止するための体制

(ア) 当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。

(イ) 当社および子会社から成る企業集団は、当社法務・監査部（法務担当）を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連携し臨機に対応させる。

加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、連携を図る。

(ウ) 当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

(2) 当社における基本方針の運用状況の概要

当社および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける当期（令和元年6月1日から令和2年5月31日まで）の運用状況は、以下のとおりである。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社は、取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、コンプライアンス委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は8回開催した。

コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）は、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たしており、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを適正に管理している。

加えて、保存中の当該情報を閲覧・謄写可能な状態で適正に維持している。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として、リスクマネジメント委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は8回開催した。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する議論を展開している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は15回開催した。

取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程している。

その過程を経て、取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、取締役会では、定期的にと取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

取締役会の決定事項については、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的にその執行を図っている。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

⑤-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしている。

⑤-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会において、子会社の業務執行に係るリスクも含めて取り扱うことにより、合理的なリスク管理体制を構築している。

⑤-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役会規程に基づき、月1回定時のほか、必要に応じた適宜臨時も含めて当期16回の子会社取締役会の開催を以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保している。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得ることとし、この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、子会社取締役会では、定期的の子会社の各取締役が担当する職務執行

状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行っている。

⑤-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社においてもコンプライアンス委員会を開催しており、当期は3回開催した。

当社法務・監査部（法務担当）は、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱い、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

当社法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置している。

監査役室のすべての活動は、監査役下命によるもので、取締役の指揮命令系統から独立しており、当該監査役室所属員の人事異動・人事評価等は、その都度、監査役の同意手続を経ている。

⑦監査役への報告に関する体制

⑦-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役か

らの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課している。

加えて、取締役が、取締役会においてもあわせて監査役に対して報告する機会を確保しており、監査役がいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役へ適切に報告する体制を確保している。

⑦-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課している。

加えて、子会社取締役が、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対して報告する機会を確保しており、当該子会社監査役を通じて当社監査役に報告することができ、かつ、当社監査役がいつでも必要に応じて、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役へ適切に報告する体制を確保している。

⑦-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしていない。

⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生じる費用を支弁するための相当額を年度予算に計上しており、監査役が法令および監査役監査基準に基づき執行される監査役職務で生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済につき、その費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを適正に負担している。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役（会）が定期的および随時に実施する取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）に対する個別ヒヤリングならびに定期的実施する代表取締役社長との意見交換につき、全面的に協力している。

また、監査役および子会社監査役・会計監査人・内部監査部門（法務・監査部（監査担当））との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応している。

⑩財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性評価活動管理規程に基づき、内部統制評価委員会を定例的に開催しており、当期は8回開催した。

同委員会は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について、厳格な評価を実施している。

当該評価結果等については、会計監査人による監査および取締役会による検証、監査役監査を経て、法令所定の手続きにより、内部統制報告書として適正に開示している。

⑪反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力対応の組織的対処のための統括部署を当社法務・監査部（法務担当）とし、各営業店等には暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、緊密な連係体制を構築している。

当社法務・監査部（法務担当）は、当社および子会社から成る企業集団の各部門部署に対して、不当要求対策のマニュアルを提供するとともに、実務者研修を実施し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断している。

当社法務・監査部（法務担当）は、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する情報の共有を適正に図っている。

【連結計算書類】
連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数
連結子会社の名称

1 社
㈱前澤エンジニアリングサービス

(2) 主要な非連結子会社名
連結の範囲から除いた理由

㈱ウォータック北海道
同社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び
関連会社のうち主要な会社等の名称
持分法を適用しない理由

㈱ウォータック北海道
PFI大久保テクノロジー株式会社
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券(時価のあるもの)
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

その他有価証券(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法
主に、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。
ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産
旧定率法及び旧定額法によっております。
建物……旧定率法及び旧定額法
その他……旧定率法
(平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
機械装置及び運搬具 2～18年

②無形固定資産
定額法によっております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

	<p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。</p> <p>②役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③工事損失引当金 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。</p> <p>④完成工事補償引当金 引渡しを完了した工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。</p>
(4) 重要な収益及び費用の計上基準	<p>完成工事高の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合 工事進行基準によっております。 ・上記の要件を満たさない場合 工事完成基準によっております。 ・決算日における工事進捗度の見積方法 工事進行基準における原価比例法
(5) 退職給付に係る会計処理の方法	<p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した連結会計年度に一括費用処理しております。</p>
(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項	<p>①消費税等の会計処理 税抜き方式によっております。</p> <p>②ヘッジ会計の処理 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。</p> <p>③繰延資産の処理方法 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。</p>

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他の費用」に含めていた「売上割引」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「営業外費用」の「その他の費用」に含めていた、「売上割引」は4百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産
 その他(関係会社株式)

1 百万円

また、下記の資産を1年内返済予定の長期借入金(460百万円)及び長期借入金(1,145百万円)の担保に供しております。

建物及び構築物	1,959 百万円
土地	3,611 百万円
投資有価証券	1,014 百万円
合計	6,585 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,671 百万円

3. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形及び売掛金	114 百万円
電子記録債権	73 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

△ 15 百万円

2. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

254 百万円

3. 損害賠償金

施工中の工事物件において一部納入機器に不具合があり、手直しに要する期間の工期延長が発生したため、契約書上定められている損害賠償金を計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	
当連結会計年度期首	21,425,548 株
当連結会計年度末	21,425,548 株

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年8月29日 定時株主総会	普通株式	132百万円	7.00円	令和元年5月31日	令和元年8月30日
令和2年1月9日 取締役会	普通株式	113百万円	6.00円	令和元年11月30日	令和2年2月14日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和2年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	151百万円	8.00円	令和2年5月31日	令和2年8月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。
なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、固定金利で調達しております。

なお、長期借入金の金利は主に変動金利であります。その大半については金利スワップ契約を締結し、実質的な利払いを固定化し、金利の変動リスクに対応しております。

これら営業債務、短期借入金及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。
(注2)を参照ください)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,536	7,536	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,050	6,050	-
(3) 電子記録債権	3,555	3,555	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	2,537	2,537	-
資産計	19,679	19,679	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,986	2,986	-
(2) 電子記録債務	3,649	3,649	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	593	593	△ 0
(4) 長期借入金	1,711	1,712	0
負債計	8,941	8,941	0
デリバティブ取引	-	-	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はすべて株式であるため、時価は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、並びに(2)電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(4)長期借入金

変動金利である長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

保有しているデリバティブは金利スワップであり、1年内返済予定の長期借入金(320百万円)、並びに長期借入金(465百万円)の金利変動リスクをヘッジする目的で契約を締結しております。当該金利スワップは特例処理の要件を満たしており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	34
非上場株式	11
合計	46

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	979.52円
1株当たり当期純利益	56.70円

【計算書類】

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券(時価のあるもの)

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主に、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物……旧定率法及び旧定額法

その他……旧定率法

(平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3～50年

機械及び装置2～18年

(2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

引渡しを完了した工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、発生年度に全額損益処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

- ・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。
- ・上記の要件を満たさない場合
工事完成基準によっております。
- ・決算日における工事進捗度の見積方法
工事進行基準における原価比例法

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(2) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費
発生時に全額費用として処理しております。
株式交付費
発生時に全額費用として処理しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産に関する注記

下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

関係会社株式	1 百万円
--------	-------

また、下記の資産を1年内返済予定の長期借入金(460百万円)及び長期借入金(1,145百万円)の担保に供しております。

建物	1,773 百万円
構築物	185 百万円
土地	3,611 百万円
投資有価証券	1,014 百万円
合計	6,585 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,650 百万円

3. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	94 百万円
電子記録債権	70 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,271 百万円
短期金銭債務	8 百万円
長期金銭債権	15 百万円

5. 取締役等に対する金銭債権・債務
該当事項はありません。

6. 親会社株式の表示区分別の金額
該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との当事業年度中における取引高の総額	営業取引によるもの	売上	1,176 百万円
		仕入等	2 百万円
	営業取引以外によるもの	受取利息	0 百万円
		受取配当金	944 百万円
		受取技術料	80 百万円
		その他	51 百万円
2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額			△ 15 百万円
3. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額			254 百万円
4. 損害賠償金			
施工中の工事物件において一部納入機器に不具合があり、手直しに要する期間の工期延長が発生したため、契約書上定められている損害賠償金を計上しております。			

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	普通株式		
	当事業年度期首		2,462,372 株
	当事業年度増加		118 株
	当事業年度末		<u>2,462,490 株</u>
	当事業年度増加の内訳		
	単元未満株式の買取		118 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の
主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	22 百万円
未払社会保険料	27 百万円
未払賞与	89 百万円
未払金	1 百万円
工事損失引当金	10 百万円
完成工事補償引当金	48 百万円
棚卸資産評価減	68 百万円
長期未払金	2 百万円
減価償却費	50 百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	153 百万円
貸倒引当金繰入超過額	4 百万円
退職給付引当金	212 百万円
固定資産減損損失	97 百万円
税務上の繰越欠損金	179 百万円
その他	24 百万円
繰延税金資産小計	<u>993</u> 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 179 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△ 585</u> 百万円
評価性引当額小計	<u>△ 765</u> 百万円
繰延税金資産合計	227 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 206 百万円
固定資産圧縮積立金	<u>△ 64</u> 百万円
繰延税金負債合計	△ 270 百万円
繰延税金負債の純額	△ 43 百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	891.97円
1株当たり当期純利益	54.14円

関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有割合(被所有割合)	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高	
			役員の兼務等	事業上の関係					
子会社	株式会社 前澤エンジニア リングサービス	100% (なし)	なし	据付・維持管理 工事の発注 製品売上	営業取引 売上	1,176	売掛金	764	
					営業取引 以外の取引	受取配当金	944	—	—
					営業取引 以外の取引	連結納税	376	未収入金	376

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。
- (2) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。